

# 委 託 設 計 書

| 課 長 | 係 長 | 照 査 | 設 計 |
|-----|-----|-----|-----|
|     |     |     |     |

令和 8年度

設計年月 令和 7年11月

工期 令和 8年 4月 1日 ～ 令和 9年 3月 31日

委 託 名 下水中等の水質分析委託（水質第2課）

委 託 場 所 京都市南区上鳥羽塔ノ森梅ノ木1

水質管理センター水質第2課

委 託 料 金 円

委 託 価 格 円

消費税及び

地方消費税相当額 円

## 内訳書（総括）

(1/1)

| 委託名                   | 下水中等の水質分析委託（水質第2課） |     |    |    |    |      |      |    |
|-----------------------|--------------------|-----|----|----|----|------|------|----|
| 費目                    | 工種                 | 種別  | 単位 | 数量 | 金額 | 数量増減 | 金額増減 | 摘要 |
| 委託料                   |                    |     |    |    |    |      |      |    |
|                       | 委託                 |     |    |    |    |      |      |    |
|                       |                    | 直接費 | 式  | 1  |    |      |      |    |
|                       |                    | 諸経費 | 式  | 1  |    |      |      |    |
| 委託価格                  |                    |     |    |    |    |      |      |    |
| 消費税及び<br>地方消費税<br>相当額 |                    |     | 式  | 1  |    |      |      |    |
| 委託料計                  |                    |     |    |    |    |      |      |    |
|                       |                    |     |    |    |    |      |      |    |
|                       |                    |     |    |    |    |      |      |    |
|                       |                    |     |    |    |    |      |      |    |
|                       |                    |     |    |    |    |      |      |    |

## 内訳書

( 1 / 2 )

| 委託名   | 下水中等の水質分析委託（水質第2課） |                      |    |    |    |    |      |      |    |
|-------|--------------------|----------------------|----|----|----|----|------|------|----|
| 費目・種別 | 細別                 | 形状・寸法                | 単位 | 数量 | 単価 | 金額 | 数量増減 | 金額増減 | 摘要 |
| 委託料   |                    |                      |    |    |    |    |      |      |    |
| 直接費   |                    |                      |    |    |    |    |      |      |    |
|       | ポリ塩化ビフェニルの分析       | 流入下水、放流水及び地下水        | 式  | 1  |    |    |      |      |    |
|       | アルキル水銀の分析          | 流入下水、放流水、地下水及び焼却灰溶出液 | 式  | 1  |    |    |      |      |    |
|       | ダイオキシン類の分析         | 流入下水、放流水及び地下水        | 式  | 1  |    |    |      |      |    |
|       | pH                 | 放流水、地下水              | 式  | 1  |    |    |      |      |    |
|       | SS                 | 放流水、地下水              | 式  | 1  |    |    |      |      |    |
|       | サンプリング業務（ダイオキシン類）  |                      | 式  | 1  |    |    |      |      |    |
|       | 試料受取業務（PCB、アルキル水銀） |                      | 式  | 1  |    |    |      |      |    |

## 内訳書

( 2 / 2 )

| 委託名                   | 下水中等の水質分析委託（水質第2課） |       |    |    |    |    |      |      |       |
|-----------------------|--------------------|-------|----|----|----|----|------|------|-------|
| 費目・種別                 | 細別                 | 形状・寸法 | 単位 | 数量 | 単価 | 金額 | 数量増減 | 金額増減 | 摘要    |
|                       | 計                  |       |    |    |    |    |      |      | [複合費] |
|                       | 直接費計               |       |    |    |    |    |      |      | 直接費   |
| 計（委託原価）               |                    |       |    |    |    |    |      |      |       |
| 諸経費                   |                    |       |    |    |    |    |      |      |       |
|                       | 諸経費                |       | 式  | 1  |    |    |      |      |       |
|                       | 諸経費計               |       |    |    |    |    |      |      | 諸経費   |
| 委託価格                  |                    |       |    |    |    |    |      |      |       |
| 消費税及び<br>地方消費税<br>相当額 |                    |       | 式  | 1  |    |    |      |      |       |
| 委託料計                  |                    |       |    |    |    |    |      |      |       |

令和08年度

下水中等の水質分析委託（水質第2課）

特記仕様書

京都市上下水道局技術監理室 水質管理センター水質第2課

# 第 1 章 総 則

## 1 適用範囲

本仕様書は、表記委託に適用する。

## 2 用語の定義

この仕様書において使用する用語は、次に定めるところによる。

- (1) 指示とは、総括監督員、主任監督員又は担当監督員（以下「監督員」という。）が受注者に対し、その委託業務の遂行に必要な事項について書面又は口頭にて、実施させることをいう。
- (2) 承諾とは、受注者の報告又は提案事項について、監督員が同意することをいう。
- (3) 協議とは、監督員と受注者が対等の立場で合意することをいう。
- (4) 設計図書とは、仕様書・内訳書・添付図面を総称していう。

## 3 委託業務の履行

本委託は設計図書により、監督員の指示に従い、正確に業務を履行しなければならない。

## 4 疑義の確認

本仕様書に明記されていない事項又は内容について疑義が生じた場合は、監督員と協議の上定める。

## 5 法規の遵守

受注者は委託業務に当たり、次の各号に掲げる法令その他関係諸法規を遵守して委託を安全かつ円滑に施行し、その適用及び運用は受注者の責任において行なわなければならない。

- |                  |                 |
|------------------|-----------------|
| (1) 京都市上下水道局契約規程 | (5) 建設業法        |
| (2) 労働基準法        | (6) 建築基準法       |
| (3) 労働安全衛生法      | (7) 電気事業法       |
| (4) 下水道法         | (8) その他関係法令、例規等 |

## 6 書類の提出

受注者は、工事関係書類を遅滞なく提出しなければならない。

なお、様式及び提出部数については、監督員の指示によるものとする。また、契約後、区分紙を挿入した提出書類用ファイルを作成し、速やかに提出すること。

## 7 現場代理人等

- (1) 受注者又は当局の承諾を得た代理人は、委託期間中現場に常駐して指揮に当らなければならない。ただし、現場代理人の委託現場における運営、取締り及び権限の行使に支障がなく、かつ、監督員との連絡体制が確保されると認めた場合には、常駐を要しないこととすることができる。
- (2) 現場代理人等を不適当と認めるときは、これを交代させることがある。

## 8 適用規格

委託の適用規格は次の各号のとおりとする。

- |                       |                           |
|-----------------------|---------------------------|
| (1) 日本産業規格 (JIS)      | (5) 日本電機工業会標準規格 (JEM)     |
| (2) 日本下水道協会規格 (JSWAS) | (6) 電気学会電気規格調査会標準規格 (JEC) |
| (3) 日本水道協会規格 (JWWA)   | (7) 電気設備に関する技術基準          |
| (4) 機械学会設計基準          | (8) その他関係規格及び基準           |

## 9 励行及び厳禁

受注者は、場内の立入禁止・火気厳禁・使用禁止等の指定場所施設における指示事項等を厳守するように、従事者を指導管理しなければならない。

## 10 指示・承諾

次の各号に挙げる事項については、すべて監督員の指示又は承諾を受けなければならない。

- |                   |                         |
|-------------------|-------------------------|
| (1) 委託の施行順序・方法・工程 | (3) 既設の機器設備の運転・停止に関すること |
|-------------------|-------------------------|

## (2) 委託に使用する仮設物

### 1 1 関係監督官庁への許認可申請等

- (1) 法令で定められた関係監督官庁への許認可申請等の手続きは、受注者において迅速に処理しなければならない。
- (2) 関係監督官庁、その他の者に対し交渉を要するとき、又は交渉を受けたときは遅滞なくその旨を監督員に申し出て、その指示に従わなければならない。

### 1 2 納入材料及び機器

- (1) 委託業務において納入する材料及び機器は、すべて未使用の製品を用いること。品質又は品名等が明示されていないものを納入するときは、監督員の承諾を受けなければならない。
- (2) 委託現場に納入する材料及び機器は、すべて監督員の確認を受けること。この手続を怠り、監督員が不適当と認めたときは、使用後であってもこれを適当品と取り替えなければならない。

### 1 3 電力及び雑用水

委託業務に必要な電力及び雑用水は、場内の別に指定する位置より支給する。ただし、支給を受けるに当たって、受注者は監督員の指示に従わなければならない。指示に反するときは、当局は支給を止めることができる。

### 1 4 既設構造物の保護

委託業務に当たって、受注者は地上及び地下の既設物その他に支障を及ぼさないように、防護措置をとらなければならない。

### 1 5 運搬及び保管

- (1) 破損等のないように入念に荷造りし、発着後の整理保管には十分に注意を払うこと。
- (2) 各種材料機器の発送に当たっては、発送人名と受取るべき受注者名及び表記委託名を明確に記し、荷受に当たっては受注者が責任をもって処置すること。荷受すべき受注者不在のときは原則として日時を改めるものとする。なお、下請人が直接発送するときは、必ず受注者名を明記すること。

### 1 6 委託現場発生品

受注者は、委託業務によって生じた現場発生品（発注者への返納品等）について、現場発生品の調書を作成し、監督員に提出しなければならない。

### 1 7 建設副産物の適正処理について

発生品のうち、産業廃棄物については、廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づき、受注者が責任を持って合法的に廃棄処分すること。当該廃棄物については、産業廃棄物管理票（紙マニフェスト）又は電子マニフェストを発行し、廃棄処理が適正に行われていることを確認するとともに、そのA票、B2票、D票等の写しを監督員に提出すること。

なお、管理票は委託完了後から、5年間保存しなければならない。

### 1 8 安全管理

- (1) 受注者は委託業務に関する公衆災害、交通事故、労働災害、物件損傷その他の事故等の発生を未然に防止するため、必要かつ十分な安全管理の措置を講じること。
- (2) 受注者は委託業務に当たり、安全管理に関する諸法規及び関係通達等を遵守のうえ、安全で円滑な施行を図り、適宜必要に応じて、地下埋設物・酸素欠乏症・火災・感電・墜落・爆発等の事故防止に努めなければならない。
- (3) 受注者は、委託業務の安全施行の確保に必要かつ十分な安全管理体制を組織すること。
- (4) 受注者は自己の従業員はもちろんのこと、下請関係者等を含めた委託業務関係者全員に安全管理について周知徹底させること。
- (5) 受注者は、委託作業中における事故防止のため、現場内の整理整頓、保安設備の設置等を行い万全を期すること。
- (6) 受注者は、事故防止に備えて、標示・標識・ロープ・保安柵・注意灯・酸素欠乏測定器等、その他緊急時に必要な器具、機器及び資材等を常備しておくこと。

### 1 9 受注者の負担

次の各号に要する費用は、受注者の負担とする。

- (1) 軽易な事項で、設計図書に明記されていなくても、施行上並びに完了後の運転維持管理上欠くことのできない材料及び作業
- (2) 各検査・試験及び写真撮影
- (3) 委託の手直し、又は過誤使用により生じる材料及び労力
- (4) 現場事務所・材料倉庫その他の仮設物の設置並びに撤去
- (5) 委託期間中の安全管理施設や材料の運搬搬入並びに管理
- (6) 関係監督官庁への許認可申請等の事務等に要する費用

## 2.0 施設停止及び他委託等との競合

受注者は委託業務に当たって、処理施設の停止を必要とする場合は、綿密な計画を立て、最短の停止期間で施行すること。また、他委託等と競合する場合は監督員が施行期間の指定をする場合がある。

## 2.1 段階確認

受注者は、試運転時及びその他監督員が求める施工段階において、段階確認を受けなければならない。

## 2.2 完了検査

- (1) 委託業務が完了すれば、受注者は直ちに現場内を清掃整理のうえ、下検査を行った後、当局の完了検査を受けなければならない。
- (2) 完了検査に当たって、監督員の指示がある場合は受注者が立ち会うこと。
- (3) 検査の結果、不合格の箇所があったとき、受注者は監督員の指示する期間内に手直しを完了しなければならない。

## 2.3 保証・契約不適合

- (1) 完了検査合格後、一年以内に天災その他不可避的な事故によらないで、委託目的物に欠陥・不備が発見されたときは、当局が指定する期間内に、受注者の負担において補修を行わなければならない。  
なお、当該箇所は補修後検査を受け、更に検査合格後一年の保証を行わなければならない。上記の期間を越える場合においても、受注者はその契約不適合責任を免れることはできない。
- (2) 受注者が前項に規定する義務を履行しないときは、当局は受注者の負担において、第三者にこれを履行させることができる。

## 2.4 損害補償

受注者は材料等の現場搬入時、又は施行時に既設構造物、機器、道路等を損傷した場合、及び第三者に損害を与えた場合は、復旧又は賠償の責任を負うこと。

## 2.5 委託写真

受注者は、検査の資料となる記録写真（カラー）を作業前、作業中、作業後等、進行状況に応じて作業工程ごとに撮影し、完成後、説明などを書き添えて、写真帳に整理すること。

カメラは、銀塩カメラ又はデジタルカメラとする。

写真の大きさは、サービスサイズ（カラー）を標準とする。

写真帳はA4版を標準とし、表紙には契約年度、委託件名、受注者名、期間等を記入する。

デジタルカメラの写真を印刷する場合は、A4版の上質紙とし、銀塩カメラの写真に比べて著しく劣ることのない画質であること、また、通常の使用条件のもとで5年間程度劣化が生じないものであることとする。

## 2.6 雜則

- (1) 受注者は委託業務に当たって、特許権その他第三者の権利の対象となっている作業方法等を使用する場合は、その使用に関する一切の責任を負うものとする。
- (2) 本仕様書の第2章以降及び内訳書、添付図面に記載された事項は、本仕様書の第1章に優先する。
- (3) 水環境保全センターにおいて環境マネジメントシステムを運用していることに鑑み、受注者は環境に配慮した委託業務に努めなければならない。
- (4) 受注者は委託業務に当たっては、可能な限り本市に本店を有する事業者から資材及び労務等の調達に努めること。

## 第 2 章 細 則

### 1 委託名

下水中等の水質分析委託（水質第2課）

### 2 委託概要

本委託業務は、鳥羽・伏見・石田の各水環境保全センター、吉祥院支所及び京北浄化センターの流入水、放流水、焼却灰溶出液及び洲崎埋立地周縁地下水等のポリ塩化ビフェニル（以下「P C B」という）、アルキル水銀、ダイオキシン類（ポリ塩化ジベンゾ-パラ-ジオキシン、ポリ塩化ジベンゾフラン及びコプラナーポリ塩化ビフェニル）の水質分析を行うものである。

### 3 委託期間

本委託業務は、令和8年4月1日から令和9年3月31日までとする。

### 4 委託場所

京都市南区上鳥羽塔ノ森梅ノ木1 水質管理センター 水質第2課

### 5 提出書類

第3章 提出書類一覧のとおりとする。

### 6 完了手続

（1）分析結果報告書（計量証明書） 1部

（2）参考資料 1部

その他については、5 提出書類のとおりとする。

詳細については、13 分析結果の報告を参照すること。

### 7 分析項目及び分析方法

分析項目は、P C B、アルキル水銀及びダイオキシン類である。また、ダイオキシン類の試料については参考データとしてp HとS Sを測定し、あわせて報告すること。

分析方法は、下記の通りとする。

（1）P C B（流入水、放流水、地下水）

ガスクロマトグラフ法（昭和46年12月28日付環境庁告示第59号付表4に掲げる方法）。

（2）アルキル水銀（流入水、放流水、溶出液、地下水）

ガスクロマトグラフ法（昭和46年12月28日付環境庁告示第59号付表3に掲げる方法）。

（3）ダイオキシン類（放流水、地下水）

規格 JIS K 0312

（4）p H 下水試験方法（2012年度版）第2編第1章第8節

（5）S S 下水試験方法（2012年度版）第2編第1章第12節1

## 8 採取容器及び保存

### (1) P C B

下水試験方法（2012年度版）第2編第2章第1節2.による。

### (2) アルキル水銀

下水試験方法（2012年度版）第2編第2章第1節3.による。

### (3) ダイオキシン類

規格 JIS K 0312 による。

### (4) pH及びS S

下水試験方法（2012年度版）第2編第1章第1節によるほか、ダイオキシン用試料からの分取も可とする。

## 9 定量下限値及び報告下限値

P C B 及びアルキル水銀の定量下限値は、0.0005 mg/L とする。

ダイオキシン類の定量下限値は、規格 JIS K 0312 に従うこととする。

## 10 試料数

### (1) P C B 及びアルキル水銀

分析を行う月の各項目の試料数は下記の通りとする。但し、都合により月の相互間で若干変更する場合がある。

(単位：試料数)

| 項目 \月  | 4 | 5 | 6  | 7 | 8 | 9  | 10 | 11 | 12 | 1 | 2 | 3  | 〈合計〉 |
|--------|---|---|----|---|---|----|----|----|----|---|---|----|------|
| P C B  | 0 | 0 | 11 | 2 | 0 | 10 | 0  | 0  | 11 | 0 | 0 | 10 | 44   |
| アルキル水銀 | 5 | 7 | 7  | 9 | 5 | 8  | 5  | 7  | 7  | 7 | 5 | 8  | 80   |

### (2) ダイオキシン類

分析を行う試料数は、放流水 6 試料及び地下水 2 試料の合計 8 試料とする。

## 11 試料の採水及び引渡し等

### (1) P C B 及びアルキル水銀

採水は当局で行い、試料の引渡し場所は水質第2課とする。日時については監督員が事前に指示する。

なお、特に雨天時等の場合は引渡し日前日または当日に引渡し可能かどうかその都度協議を行い、監督員の指示を受ける。

分析を行う月の試料の引渡し回数は下記の通りとする。但し、都合により月の相互間で若干変更する場合がある。

(単位：引渡し回数)

| 項目 \月    | 4 | 5 | 6 | 7 | 8 | 9 | 10 | 11 | 12 | 1 | 2 | 3 | 〈合計〉 |
|----------|---|---|---|---|---|---|----|----|----|---|---|---|------|
| 二種同時     | 0 | 0 | 2 | 1 | 0 | 2 | 0  | 0  | 2  | 0 | 0 | 2 | 9    |
| アルキル水銀のみ | 1 | 2 | 0 | 2 | 1 | 1 | 1  | 2  | 0  | 2 | 1 | 1 | 14   |

(二種同時とは、P C B 及びアルキル水銀の試料を同時に引き渡す場合。)

### (2) ダイオキシン類

当局職員の立会いの下、受注者が採水を行い、持ち帰り分析を行うものとする。採水日については監督員が指示する。なお、鳥羽（2試料）・吉祥院支所・伏見・石田の各水環境保全センター、京

北浄化センターの放流水 6 試料及び洲崎埋立地周縁地下水 2 試料の合計 8 試料を 1 日で採水を行うこととする。

#### 1.2 分析操作の着手

分析操作は、原則として直ちに着手するものとし、保存を要する場合は 8 採取容器及び保存による。

#### 1.3 分析結果の報告

PCB 及びアルキル水銀については試料引渡しから、ダイオキシン類については採水から、原則として 3 週間以内に計量証明書及び参考資料を提出すること。また、1 年間の委託業務完了時には項目ごとに全体を総括した報告書を 1 部提出すること。各報告書の記載事項は下記の通りとする。

(1) 「計量証明書」の記載事項 (ウについては、当局が情報を提供した場合のみ記載すること。)

ア 試料名 (又は試料番号)

イ 試料採取年月日

ウ 採取時刻及び水温

エ 分析値 (PCB 及びアルキル水銀) 単位は mg/L、有効数字は 2 衔 (切捨処理)、定量下限値未満は < 表示とすること。

オ 分析値 (ダイオキシン類) 実測濃度及び毒性当量(濃度及び毒性当量の有効数字は 2 衔とする。)

(2) 「参考資料」の記載事項 (ウについては、初回のみの提出でも可とする。)

ア 1.3 の (1) のア～オの事項

イ 分析日

ウ 分析の操作法 (手順、使用試薬の種類と量、使用器具の種類と容量、定量下限値、特記事項などの詳細) の書面及び分析操作フロー図

エ 指定の分析方法以外、又は J I S 及び告示中の「注」又は「備考」に記載の操作等、通常と異なる操作を行った場合には、その理由と操作内容

オ 分析値算出に至るまでの過程を示す分析資料 (検量線、分析チャート、定量結果データシート等)

カ pH 及び S S の測定結果 (ダイオキシン用試料についてのみ)

キ 1.3 の (1) のア～オの事項を記載した毎月の計量結果一覧表

#### 1.4 その他の

(1) 分析操作の終了後、直ちに監督員に概要を報告し、双方の協議の結果、異常値と思われる場合には、原則として再分析を行うものとする。

(2) 受注者は、8 採取容器及び保存に基づいて洗浄した PCB 及びアルキル水銀用試料容器を採水月以前に、水質第 2 課又は指定する場所へ必要数搬入すること。

(3) ダイオキシン類の分析結果報告書は、監督員が指定する様式のものを別に 1 部添えて提出すること。また、Excel 形式の電子データとしても提出すること。

(4) 完成図書には背表紙を付け、表紙には本仕様書第 1 章の総則第 25 項に記載の記入事項を記載すること。

(5) 分析結果は、一切公表しないこと。

(6) 本仕様書の内容などに疑義が生じた場合は、速やかに監督員と打合せを行うこと。

### 第3章 提出書類一覧

#### 1 書類の提出

第1章第6項の提出書類は、下記の提出書類一覧を参考に提出すること。

#### 提出書類一覧（必須）

| 分類   | 作成時期 | 提出書類                                   | 部数       |
|------|------|--|----------|
| 契約関係 | 着手前  | 現場代理人等通知書及び経歴書                         | 1部       |
|      |      | 工事工程表                                  | 1部       |
|      | 完成時  | 労働災害補償保険の加入証明書の写し 又は<br>労働災害補償保険成立証明願等 | 1部       |
|      |      | 業務完了届<br>請求書・口座振込依頼書(必要に応じ)            | 2部<br>1部 |
| 委託写真 | 完成時  | 委託写真                                   | 1部       |
| 報告書  | 完成時  | 報告書 又は 完成図書                            | 1部       |

#### 提出書類一覧（必要により提出）

| 分類     | 作成時期 | 提出書類               | 部数   |
|--------|------|--------------------|------|
| 契約関係   | 着手前  | 再委託承諾申請書           | 1部   |
|        | 施工中  | 工期延長請求書            | 1部   |
|        | 完成時  | 引渡書                | 1部   |
| 打合せ簿   | 施工中  | 打合せ簿一覧表            | 2部   |
|        |      | 打合せ簿               | 2部   |
|        |      | 承諾図書(承諾申請書)        | 2部   |
| 報告書    | 完成時  | 取扱説明書              | 2部   |
| 部分払い制度 | 施工中  | 部分検査請求書            | 2部   |
|        |      | 部分出来高(請求)内訳書       | 2部   |
|        |      | 請求書・口座振替依頼書(必要に応じ) | 1部   |
| その他    | 施工中  | 支給品受領書・貸与物品借用書     | 1部   |
|        |      | 事故発生報告書            | 2部   |
|        | 完成時  | 支給品返納書             | 1部   |
|        |      | 現場発生品調書            | 1部   |
|        | 随時   | その他監督員の指示するもの      | 必要部数 |